

碧南市介護サービス運営協議会設置規程抜粋

(設置)

第1条 介護保険法（以下「法」という。）第42条の2第5項、第54条の2第5項、第78条の2第7項（同法第78条の14第3項において準用する場合を含む。）、第78条の4第6項、第115条の12第5項及び第115条の14第6項の規定に基づく地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス（以下「地域密着型サービス等」という。）、法第8条第24項に規定する居宅介護支援（以下「居宅介護支援」という。）並びに法第115条の45第1項第1号に規定する第一号事業（以下「第一号事業」という。）の適正な運営を確保するため、碧南市介護サービス運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域密着型サービス等、居宅介護支援又は第一号事業を提供する事業者の指定及び指定基準の設定に関すること。
- (2) 地域密着型サービス等に係る介護報酬の設定に関すること。
- (3) 第一号事業に要する費用の額に関すること。
- (4) 地域密着型サービス等、居宅介護支援及び第一号事業の適正な運営の確保に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 介護保険の第一号被保険者又は第二号被保険者
- (2) 地域密着型サービス等、居宅介護支援又は第一号事業の利用者及び事業者
- (3) 識見を有する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、保健、医療又は福祉の関係者

3 委員の任期は、市長が別に定める。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は市長が任命し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、必要に応じ会長が招集し、議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者を協議会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。